

紙製品（紙製容器包装）のリサイクルの推進について

甲佐町では、紙製品（紙製容器包装）を資源物として取り扱い、リサイクルステーションにおいて収集しておりますが、リサイクルに出される量が少なく、可燃ごみとして捨てられる量のほうが多く見受けられます。

紙製品（紙製容器包装）をリサイクルすることで、紙資源が有効活用されるだけでなく、CO₂排出の抑制にもつながりますので、町民のみなさまの“リサイクル”へのご協力をよろしくお願いします。

可燃ごみ ⇒ リサイクル へ

■紙製品（紙製容器包装）のリサイクルマーク

紙製品には一般的に次のようなマークがついています。リサイクルの表示となりますので、ご確認をよろしくお願いします。



■主な紙製品（紙製容器包装）

- ・お菓子、アイスクリーム、飲料、食料品などの紙箱
- ・各種製品の紙箱（外箱、中箱、仕切り紙など）
- ・ティッシュペーパーの箱（中のビニールはきれいにはがすこと）
- ・宅急便などの紙袋（ビニールコーティングははがすこと）
- ・靴や衣料品などの紙タグ、仕切り紙
- ・紙袋、包装紙、厚紙など（プラスチックや金属など、紙以外の素材ははずすこと）

※ 直径が概ね10cm以上の紙製品（紙製容器包装）がリサイクルの対象となります。

※ 汚れや紙以外の素材を取り除くことができない場合は、リサイクルできませんので、可燃ごみとして出してください。

※ 紙袋、包装紙、仕切り紙など、リサイクルマークがついていない紙製品もありますが、紙製容器包装としてリサイクルに出すことができます。

■リサイクルステーションへの出し方

紙製品が散らばらないように、次のいずれかの方法で出してください。

- ・紙袋に入れ、中身が出ないように詰めておくこと
- ・ひもで十文字に結んでおくこと



※ 新聞チラシ、本雑誌、ダンボールなどと、混在しないように注意してください。

■その他、リサイクルへの協力のお願い！

令和7年4月1日より、可燃ごみの運搬先が“御船甲佐クリーンセンター”から“熊本市東部環境工場”へ移行し、可燃ごみの収集運搬にかかる時間と経費が増加します。

紙製品（紙製容器包装）のリサイクルが進めば、可燃ごみの排出量を削減でき、収集運搬にかかる負担の軽減につながりますので、町民のみなさまの“リサイクル”へのご協力をよろしくお願いします。